

町では、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける町内の事業者の皆さまに対して「吉備中央町新型コロナウイルス感染症対策雇用調整助成金」と「吉備中央町新型コロナウイルス感染症中小企業資金利子補給金」の二つの制度を創設しました。雇用調整助成金については、国の雇用調整助成金では賄われない会社負担分について、町が事業者へ支給するものです。また、中小企業資金利子補給金については、事業の運転資金の融資を受けた事業者に対して町から利子の補給をするものです。どちらも新型コロナウイルス感染症の特例措置期間を対象としています。詳しくは、吉備中央町商工会 電話0866-54-1062番、または、協働推進課 電話0866-54-1301番までお問い合わせください。

注1：1回の放送は400字以内です。 注2：同一内容の放送回数は、原則として4回までです。

注3：書式（フォントサイズ・間隔・行間等）を変更しないでください。